

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

※月 2 回発行

2024 年 1 月 26 日号 (No.415)

## I. トピック：「会社法（改正）」

## II. 重要法令等の解説

## 1. 「刑法修正案（十二）」

## III. 注目法令等の紹介

## 1. 「食糧安全保障法」

## IV. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：江口 拓哉

I. トピック：「会社法（改正）」<sup>1</sup>

全国人民代表大会常務委員会 2023 年 12 月 29 日公布、2024 年 7 月 1 日施行

執筆担当：吉 佳宜、戴 楽天、沈 陽、張 雪駿、森 康明、水本 真矢

全国人民代表大会常務委員会は、三度の意見募集を経て<sup>2</sup>、2023 年 12 月 29 日、「中華人民共和國会社法」の改正法（以下「新会社法」という。）を公布した。

本改正は 2018 年以來となる 6 度目の会社法の改正であり、2005 年の改正に次ぐ 2 度目の全面改正である。

新会社法は 2024 年 7 月 1 日より施行される。

今回の中国会社法の主要な改正点は下表のとおりであるが、実務的に重要な論点が多いため、大きく「会社資本制度」、「会社組織及びガバナンス」、並びに「会社制度に関するその他の重要事項」（株主保護の強化、従業員保護の強化、一人株式会社制度、簡易合併、電子通信方式による株主会・董事会等の開催等）の 3 つのテーマに分けて解説する。今回は、「会社資本制度」の主要な改正点として、登録資本引受登記制度の改正、株式会社の資本制度の改正、減資手続の改正を解説する。

## 本号で扱う改正点

## 会社資本制度

## 登録資本引受登記制の改正

✓ 登録資本引受登記制の改正	
(1) 登録資本金の払込期限の新設	1(1)
(2) 出資義務違反による損害賠償責任の修正	1(2)
(3) 董事会による出資状況の調査義務及び払込の催告義務の新設	1(3)

<sup>1</sup> 原文「公司法（修订）」

<sup>2</sup> 審議稿時点での条文の概要につき、2023 年 9 月 1 日公表の「会社法（改正草案三次審議稿）」については本ニュースレター 2023 年 9 月 22 日号 (No.406)、2022 年 12 月 30 日公表の「会社法（改正草案二次審議稿）」については、同 2023 年 2 月 3 日号 (No.392)、2021 年 12 月 24 日公表の「会社法（改正草案）」については、同 2022 年 1 月 28 日号 (No.368)、同 2022 年 2 月 14 日号 (No.369) をご参照。

## 中国最新法令 < 速報 >

✓ 出資義務違反株主の持分（株式）失権制度の新設	1(4)
✓ 有限責任会社の株主の出資義務の履行期限の繰上到来制度の新設	1(5)
✓ 有限責任会社の払込未了出資持分を譲渡する場合の責任分担の新設	1(6)
<b>株式会社の資本制度の改正</b>	
✓ 株式会社の授権資本制度の新設	2(1)
✓ 株式会社の無記名株券発行制度の削除	2(2)
✓ 株式会社の無額面株式発行制度の導入	2(3)
✓ 株式会社の種類株式発行制度の調整	2(4)
<b>減資手続の改正</b>	
✓ 資本準備金による欠損の填補の容認及び簡易減資の新設	3(1)
✓ 出資比率に従った減資原則及びその例外の新設	3(2)
<b>次号以降で扱う改正点（予定）</b>	
<b>会社組織及びガバナンス</b>	
✓ 株主会の権限の増減	
✓ 董事会の権限の増減	
✓ 株主会・董事会の瑕疵決議の取消権の除斥期間の明確化	
✓ 株主会・董事会決議の不成立事由の新設	
✓ 有限責任会社の董事会の定足数及び議決方式の新設	
✓ 監査委員会設置会社の新設	
✓ 董事会構成員の人数に関する上限の撤廃	
✓ 従業員数 300 人以上の会社における従業員代表董事の設置義務の新設	
✓ 董事会・監事会不設置会社の調整（適用対象の拡大、董事・監事設置人数の修正等）	
✓ 董事辞任・解任制度の整備	
✓ 法定代表者の選任・辞任制度の整備	
✓ 株主・実質支配者の責任強化（法人格否認制度の整備、支配株主・実質支配者が会社の業務を実際に執行する場合の忠実義務・勤勉義務の負担、支配株主・実質支配者董事・高級管理職に指示して会社又は株主の利益を損なう行為に従事させた場合の連帯賠償責任の負担等）	
✓ 董事・監事・高級管理職の責任強化（忠実義務・勤勉義務の具体化、利益相反取引・商機奪取・競業禁止規制の強化、董事会による株主出資状況の調査義務及び払込催促義務の新設等の会社資本の維持責任の強化、会社に損失をもたらした場合の故意又は重大な過失がある董事・高級管理職の賠償責任の負担等）	
✓ 多重代表訴訟制度の導入	
✓ 董事責任保険制度の導入	
<b>会社制度に関するその他の重要事項</b>	
✓ 株主権利保護	

## 中国最新法令 < 速報 >

- 株主の知る権利の拡大（会社の決議、株主名簿、会計帳簿、会計証憑等の閲覧権・複製権の付与、会社の全額出資子会社の関連資料の閲覧権・複製権の付与）
- 少数株主の保護の強化（有限責任会社の支配株主権利濫用の場合の持分買取請求権の付与、株式非公開発行会社の株主会決議に反対票を投じた株主への株式買取請求権の付与、株式会社の株主会における臨時提案権の付与、出資比率に従う減資原則の導入等）
- ✓ 従業者権益保護
  - 従業員権益保護の目的規定における明記
  - 労働組合・従業員の意見等の事前聴取制度の会社解散・破産申立を検討・決定する場合への追加適用
  - 従業員数 300 人以上の会社における従業員代表董事の設置義務の新設
- ✓ 一人有限責任会社の設立の調整（一人有限責任会社による一人有限責任会社の設立容認等）
- ✓ 一人株式会社の設立の容認
- ✓ 会社登記手続の整備
- ✓ 株主の権利行使基準日の明確化（株主名簿に記載された時）
- ✓ 会社清算制度の調整（清算義務者の明記、清算委員会構成員の修正等）
- ✓ 株式会社の他人による自社又はその親会社の株式の取得のための財務援助の原則禁止及びその例外（従業員持株制度の実施）
- ✓ 電子通信方式による株主会・董事会・監事会会議の開催の採用
- ✓ 簡易合併

以下の記載は、特に言及しない限り、株式会社と有限責任会社の両方に共通する内容であり、「株主」には有限責任会社における出資者も含む。

### 1 登録資本引受登記制の改正

#### (1) 登録資本金の払込期限

現行会社法は、有限責任会社及び発起設立方式（会社が発行すべき株式の全部を発起人が引き受けて会社を設立する方式）で設立する株式会社について、株主及び発起人の登録資本金の払込期限についての制限を設けていない<sup>3</sup>。

これに対し、新会社法では、①有限責任会社については、株主は定款で定めた「会社成立の日から 5 年<sup>4</sup>以内」<sup>5</sup>の日までに自らが引き受けた出資額の全額を払い込ま

<sup>3</sup> これに対し、募集設立方式（会社が発行すべき株式の一部を発起人が引き受け、その他の部分を公開募集し又は特定の対象者に対して募集を行って会社を設立する方式）で設立する株式会社については、登録資本金は会社登記機関に登録する時までに実際に払い込まれた金額となる。

<sup>4</sup> 5 年とする理由は、統計上中国企業の平均存続期間が 5 年であるためと説明されている。

<sup>5</sup> 設立後に増資を行う場合も本規定に従うとされているが（228 条）、その場合の起算日は明確ではない。

## 中国最新法令〈速報〉

なければならず(47条)、②株式会社(発起設立か募集設立かを問わない。)については、発起人は会社の成立までに自らが引き受けた株式に対応する株式払込金<sup>6</sup>の全額を払い込まなければならないとされた(98条)<sup>7</sup>。これは、現行会社法下において、登録資本金を必要以上に高く設定し、又は払込期限を延ばして払込義務を果たさないことで、実際の払込金額が登録資本金と乖離し、取引の安全が害されるという問題が生じていたことに対処するものと思われる。

この点については経過措置が設けられており、新会社法が施行される2024年7月1日より前に登記・設立済みの会社については、登録資本金の払込期限が上記期限を超える場合、上記期限内になるよう徐々に調整しなければならないとされ、また、払込期限、出資額が明らかに異常である場合は、会社登記機関は、自ら遅滞なく調整するよう求めることができるとされている(266条)<sup>8</sup>。もっとも、具体的な実施規則は国务院が定めるとしており、本稿執筆時点において具体的な内容は不明である<sup>9</sup>。ただ、既存の会社において払込予定のない登録資本金が登記されている場合や長期の払込期限を予定している場合においては、減資により登録資本金を減額する必要が生じる可能性もあり、実施規則等の動向を注視する必要がある。

### (2) 出資義務違反による損害賠償責任

新会社法では、期日どおりに出資額の全額を払い込まない株主について、出資義務の懈怠により会社に生じた損害について賠償責任を負う旨が新たに規定された(49条3項、107条)。現行会社法においては、出資義務違反がある場合には他の株主に対して違約責任を負う旨が規定されていたが、当該規定は削除され、会社法としては会社との関係での賠償責任のみを規定する方針となっている。もっとも、新会社法施行後も引き続き株主間においては契約責任や「民法典」<sup>10</sup>等に基づき、出資義務に違反した株主に対して損害賠償責任を追及できる可能性はある。

加えて、新会社法は、有限責任会社の設立時株主及び株式会社の発起人が瑕疵ある出資を行った場合の他の設立時株主や発起人の連帯責任を拡大した。現行会社法では、このような連帯責任は、現物出資に瑕疵がある場合にのみ認められていたが、

なお、北京市市場监督管理局が2024年1月15日に公表した「経営主体の質の高い発展の促進のための登記試験運用業務の全面展開に関する意見(意見募集稿)」(以下「北京市意見募集稿」という)は、有限責任会社が増資を行う場合は、その払込期限が「変更登記の日から5年以内」となるとしており、参考になる。

<sup>6</sup> 現物出資は対象外となっている。現物出資は、法により財産権の移転手続を行わなければならないとされており(98条2項、49条2項)、会社成立後でなければ出資を行うことができないためと思われる。

<sup>7</sup> 2013年改正前は、初回出資額は登録資本の20%を下回ってはならず、残りの出資額は、投資会社の場合は会社設立日より5年以内、投資会社以外の通常の会社の場合は会社設立日より2年以内に全額を払い込まなければならないとされていた。したがって、①は2013年の改正を元に戻すものといえる。

<sup>8</sup> 新会社法の公布を受けて、中国各地には企業減資の申請が多くなされている(第一財經2024年1月10日記事(<https://www.yicai.com/news/101952514.html>))。

<sup>9</sup> 国务院による実施規則ではないものの、北京市意見募集稿は、法律、行政法規又は国务院決定に別途規定がない限り、①有限責任会社の設立時の登録資本金については、新会社法施行後3年以内に払込期限を5年以内に調整しなければならないとされ、②株式会社の設立時の株式払込金については、新会社法施行後3年以内に全株主が自らが引き受けた株式の全額を払い込まなければならないとされており、参考になる。

<sup>10</sup> 主席令第45号、全国人民代表大会2020年5月28日公布、2021年1月1日施行。

## 中国最新法令 < 速報 >

新会社法では、設立時株主や発起人が金銭の出資義務を履行しなかった場合も連帯責任を負う。また、連帯責任の範囲について、「出資が不足する範囲」であることを明記した（50条、99条）。

### (3) 董事会による出資状況の調査義務及び払込の催告義務

新会社法は、会社設立後、董事会は株主の出資状況について調査を行わなければならない。株主が期日どおりに定款に定める出資額の全額を払い込んでいないことを発見した場合、会社は当該株主に対し書面の払込催告書を発し、出資額の払込を催促しなければならないと新たに規定した（51条、107条）。かかる義務を遅滞なく履行せず、会社に損失をもたらした場合、「責任を負うべき」董事は、賠償責任を負わなければならない（51条、107条）。もっとも、どのような場合に「責任を負うべき」董事に当たるのかは明らかではない。

### (4) 出資義務違反株主の持分（株式）失権制度

会社からの出資額の払込催促に応じない株主に対する持分喪失制度は、「『会社法』適用の若干問題に関する規定（三）」<sup>11</sup>（以下「司法解釈三」という。）において有限責任会社について導入されていた。新会社法は、同制度を株式会社にも適用した。

加えて、司法解釈三から持分（株式）喪失制度の修正・詳細化を行った。まず、失権の決議機関を株主会から董事会に変更した。また、猶予期間や失権持分（株式）の処理手続等の内容を明確にした（52条、107条）。新会社法における持分（株式）失権制度では、会社が猶予期間（60日以上）付きの払込催告書を出資義務違反株主に発し、当該猶予期間が満了してもなお出資義務が履行されない場合、董事会の決議を経て、当該出資義務違反株主に対して書面で失権通知を発することができ、通知を発した日に、当該出資義務違反株主は、その出資未了の持分（株式）について失権する。失権した持分（株式）については、①6か月以内に譲渡し、もしくは減資によって消却を行い、②6か月以内に①を行わなかった場合はその他の株主が出資比率に従って出資義務を履行しなければならないとされている。なお、失権について異議を有する株主の救済措置として、失権通知を受領した日から30日以内に人民法院へ提訴することが認められている。

### (5) 有限責任会社の株主の出資義務の履行期限の繰上到来制度

新会社法は、有限責任会社が履行期限の到来した債務を弁済することができない場合、有限責任会社又は当該債権の債権者は、出資期限がまだ到来していない株主に対し、出資を繰り上げて払い込むよう要求する権利を有する旨を新たに規定した（54条）。

かかる出資義務の履行期限繰上到来制度は、「全国法院民商事裁判業務会議要

<sup>11</sup> 最高人民法院 2011 年 1 月 27 日公布、2021 年 1 月 1 日最終改正。

## 中国最新法令〈速報〉

綱」<sup>12</sup>6条及び「破産法」<sup>13</sup>35条にも規定があったが、履行期限の繰上到来を要求できる主体は「債権の期限が到来した債権者」のみとされていた。これに対し、新会社法は、債権者に加えて会社も履行期限の繰上到来を要求できるとしている。また、要件として、会社が破産原因を具備していることや破産申立が受理されたこと等も規定されていたが、新会社法では「期限の到来した債務を弁済することができない」ことのみが要件とされ、適用場面が広がった。

本改正により、債権者及び会社の利益保護を実現できる一方、登録資本引受制の形骸化を招くおそれもある。また、「期限到来債務を弁済することができない」の判断基準や履行期限の繰上到来を要求できる範囲<sup>14</sup>等については必ずしも明確ではなく、今後の実務の動向に注目したい。

### (6) 有限責任会社の払込未了出資持分を譲渡する場合の責任分担

新会社法は、①出資の払込期限がまだ到来していない持分を譲渡した場合と、②出資（金銭・現物）に瑕疵がある持分を譲渡した場合のそれぞれについて、譲渡人及び譲受人の出資の払込義務の負担を規定した（88条）。具体的には、①の場合は、原則として持分の譲受人が出資の払込義務を負い、譲渡人は、譲受人が期日どおりに払い込まなかった出資について補填責任を負うこととなった。②の場合は、譲受人が、瑕疵がある状況の存在を知らず、かつ知ることができないときを除き、出資不足の範囲内において譲渡人と連帯責任を負う。

上記①に関しては、今後、特に売主として持分譲渡を行う際に、譲受人の支払能力についての事前調査を行い、また、払込未了部分に相当する金額を譲受人から先に受領し、クロージング前に払込を完了してから譲渡を実施する等、譲渡人が譲受人の出資義務不履行による負担を負わないような対応を検討する必要がある。

上記②に関しては、譲受人は、持分を譲り受ける際に、譲渡人の出資に瑕疵があるかどうかについて事前に確認する必要がある、DDの中で出資に瑕疵があることが明らかになった場合の取引契約上の手当てが必要となると考えられる。

## 2 株式会社の資本制度の改正

### (1) 株式会社の授権資本制度

現行会社法上、株式会社が新たに株式を発行する場合、必ず株主会の決議が必要とされている。これに対し、新会社法は、株式会社について授権資本制度を導入した（152条、153条）。株式会社は、定款又は株主会の決議により、3年以内<sup>15</sup>に発行済株式の50%を超えない数の株式の発行を行う権限を董事会に授権することができ

<sup>12</sup> 最高人民法院 2019 年 11 月 8 日公布、同日施行。

<sup>13</sup> 全国人民代表大会常務委員会 2006 年 8 月 27 日公布、2007 年 6 月 1 日施行。

<sup>14</sup> 会社が弁済できない債務の金額に限定されるか、払込未了の出資額の全額について要求できるかは不明確である。

<sup>15</sup> 3 年の起算点は明確ではない。

## 中国最新法令 < 速報 >

る（ただし、現物出資の場合は、引き続き株主会の決議が必要となる。）。もつとも、「発行済株式の50%を超えない数の株式」の計算方法は法文上必ずしも明確ではなく、今後の実務の動向に注目する必要がある。また、法文上は「3年以内」や「発行済株式の50%を超えない数」について、この範囲内でさらに具体的な期間や発行可能な株式の数を特定して授権することができるかは明らかではない。董事会が授権の範囲内で株式を発行する場合、全董事の3分の2以上の賛成を得る必要がある。なお、授権株式の発行により会社の登録資本金や発行済株式の数に変更が生じる場合の定款の修正については、別途株主会の決議を経る必要は無い。

### (2) 株式会社の無記名株券発行制度の削除

新会社法では、無記名株券制度が削除され、株式会社が発行する株券は、記名株券でなければならないとされた（147条）。当該改正は、反マネーロンダリング、反テロリズムが背景にあると考えられる<sup>16</sup>。現状、株式譲渡が頻繁に行われる場面が多い会社の多くは株式会社形態を利用する上場会社であるところ<sup>17</sup>、上場会社については株券は電子化されているため、大きな影響はないと予想される。

### (3) 株式会社の無額面株式発行制度の導入

新会社法では、株式会社について無額面株式の発行が認められた。株式会社は、会社の定款に基づき、額面株式と無額面株式のいずれかを選択して、発行ことができ、また、発行済みの額面株式の全部を無額面株式に転換し、又は無額面株式の全部を額面株式に転換することができる（一部のみの転換は認められない。142条1項、2項）。

無額面株式の場合は、株式の発行により取得した株式払込金の2分の1以上を登録資本金に計上し（142条3項）、残りの金額を会社の資本準備金に計上しなければならない（213条）<sup>18</sup>。なお、上記登録資本金に計上する株式払込金の金額は、株主会の決議事項とされている（151条）。

### (4) 株式会社の種類株式発行制度の調整

新会社法は、株式会社について、以下の種類株式を発行できるとした（144条1項）。種類株式を発行する場合、定款でその内容を定める必要がある（145条）。

- ① 利益又は残余財産の分配について優先又は劣後する株式<sup>19</sup>
- ② 1株当たりの議決権数が普通株式と異なる株式
- ③ 譲渡につき会社の承認等<sup>20</sup>を得る必要がある譲渡制限付株式

<sup>16</sup> 同様の趣旨の下、無記名社債の発行もできなくなった（197条）。

<sup>17</sup> 中国においては、株式会社形態は主に上場会社又は上場準備会社に利用されている。

<sup>18</sup> これに対し、額面株式の場合は、現行会社法と同様、発行金額が額面金額より高い場合に当該超過部分を資本準備金に計上しなければならない（213条）。

<sup>19</sup> 国務院、証券管理監督委員会等による規則等に基づき、試験的に運用されてきたが、新会社法により、会社法レベルで規定されるようになった。

<sup>20</sup> 「等」の内容は法文上明確ではない。

## 中国最新法令 < 速報 >

### ④ 国務院が定めるその他の種類株式<sup>21</sup>

株式を公開発行<sup>22</sup>する会社は、公開発行前にすでに発行されているものを除き、上記②及び③の種類株式を発行してはならない（144条2項）。また、上記②については、例外として、会社の監事又は監査委員会<sup>23</sup>の構成員の選出及び更迭に関しては、種類株式と普通株式の1株当たりの決議権数は同一とするとされている（144条3項）。

さらに、種類株式の株主の権利を保護するために、種類株主会に関する規定も新設された。すなわち、種類株式を発行する株式会社は、新会社法116条に定める事項等種類株式の株主の権利に影響を与えるおそれがある事項<sup>24</sup>については、株主会の決議に加えて、種類株主会に出席した株主の保有する決議権の3分の2以上による決議が必要としている（146条1項）。なお、種類株主会の決議を要する事項については、定款で定めることで追加することができる（146条2項）。

## 3 減資手続の改正

### (1) 資本準備金による欠損の填補の容認及び簡易減資の新設

現行会社法上、資本準備金は会社の欠損の填補に用いてはならないとされている。これに対し、新会社法は、資本準備金による欠損の填補を認め、填補を行う際の順位として、まず任意準備金と法定準備金を使用し、なおも填補することができない場合は資本準備金を使用することができると規定した（214条）。

また、上記の欠損の填補を行った後も依然として欠損がある場合は、登録資本金を減少して欠損を填補することができることが明確にされた（225条1項）。この場合、会社は減資後法定準備金と任意準備金の累計額が登録資本金の50%に達するまでは株主に対して分配を行ってはならず、また、株主の出資金又は株式払込金の払込義務を免除してはならない。また、通常の減資の場合、債権者への通知や公告を行う必要があるのに対し、欠損填補のための減資の場合は、これらの手続は不要であり、減資の決議を行った日から30日以内に新聞上又は国家企業信用情報公示システムで公告すれば足りる（225条2項、3項）。

### (2) 出資比率に従った減資原則

新会社法は、減資<sup>25</sup>を行う場合、出資比率に従って減資を行うことを原則としつ

<sup>21</sup> 本稿執筆時点において国務院による規定は公布されていない。

<sup>22</sup> 株式の「公開発行」については、会社法上は定義されていないものの、証券法において、①不特定の相手方に株式を発行すること、②特定の相手方に株式を発行する場合で、相手方の累計が200人を超えること（但し、法に従い従業員持株制度を実施する場合の従業員数は計算に含めない。）、又は③法律、行政法規に定めるその他の株式発行行為をいうとされている（証券法9条2項）。

<sup>23</sup> 新会社法において新たに設置が認められた。詳細は次回以降に解説する。

<sup>24</sup> 会社法116条で規定されている事項（定款の修正、増資又は減資、会社の合併、分割、解散又は会社形態の変更）の他、広く「種類株式の株主の権利に影響するおそれがある事項」について種類株主会の決議を要するとされる可能性があり、今後の実務運用に注目する必要がある。

<sup>25</sup> 通常減資と簡易減資の双方を含む。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

つ、例外として、①法律に別段の定めがあるとき、②有限責任会社の全株主が別途約定したとき、及び③株式会社の定款に別段の定めがあるときは出資比率に従わない減資を行うことができるとしている（224条3項）。これまでの実務でも、特定投資家との間のVAM（Valuation Adjustment Mechanism。中文は「対賭」）契約・条項を実施するための特定投資家のみに対する減資や、特定株主の減資による撤退等の場面で出資比率に従わない減資を行う必要性があり、出資比率に従わない減資が認められる地域も存在していたが、今回の改正により、上記①～③の要件のいずれかを満たせば全国的に実施可能となった。

（全 266 条）

## II. 重要法令等の解説

### 1. 「刑法修正案（十二）」<sup>26</sup>

全国人民代表大会常務委員会 2023年12月29日公布、2024年3月1日施行

執筆担当：柴 巍、鈴木 幹太

2023年12月29日、「刑法修正案（十二）」が公布され、2024年3月1日から改正後の「刑法」（以下「改正刑法」という。）が施行される。

今回の改正の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 現行刑法上国有企業の役職員のみを対象としている同類営業不法経営罪、親族・友人のための不法営利罪、及び私利を図る不正行為による国有資産低価格株式換算、売却罪について、非国有企業の役職員にも適用する規定の新設
- ② 単位収賄罪、贈賄罪、単位に対する贈賄罪、及び単位贈賄罪に対する刑罰の調整・強化
- ③ 贈賄罪の刑罰の加重事由（7類型）の明記

#### **（1）同類営業不法経営罪、親族・友人のための不法営利罪、及び私利を図る不正行為による国有資産低価格株式換算、売却罪について、非国有企業の役職員にも適用する規定の新設**

現行刑法上、同類営業不法経営罪、親族・友人のための不法営利罪、及び私利目的による国有資産低価格株式換算、売却罪について、国有企業の役職員のみを対象としているが、本改正により、各条項に第2項が追加され、非国有企業の役職員にも適用する規定が新設された。改正後の条項は以下のとおりである（1～3条）。

改正刑法の施行後、日本企業の現地法人を含め、民間企業の役職員も対象とされるようになるため、留意する必要がある。

<sup>26</sup> 原文「刑法修正案（十二）」

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

## 165 条（同類営業不法経営罪）

国有の会社又は企業の董事、監事、高級管理職が、職務上の便宜を利用し、その在職する会社又は企業と同類の営業を自ら経営し、又は他人のために経営して、不法な利益を取得し、金額が巨額である場合には、3年以下の有期懲役もしくは拘役に処し、罰金を併科し、又は罰金を単科する。金額が特に巨額である場合には、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

**その他の会社又は企業の董事、監事、高級管理職が、法律、行政法規の規定に違反し、前項の行為を実施して、会社又は企業の利益に重大な損失を被らせた場合には、前項の規定により処罰する。**

## 166 条（親族・友人のための不法営利罪）

国有の会社、企業、事業単位の職員が、職務上の便宜を利用し、次に掲げる状況のいずれかに該当し、国の利益に重大な損失を被らせた場合には、3年以下の有期懲役もしくは拘役に処し、罰金を併科し、又は罰金を単科する。国の利益に特に重大な損失を被らせた場合には、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

- (1) 当該単位の営利業務の経営を自己の親族・友人に委ねたとき
- (2) 市場価格より明らかに高い価格で自己の親族・友人が経営管理する単位から商品を購入し、もしくはサービスを受け、又は市場価格より明らかに低い価格で自己の親族・友人が経営管理する単位に対して商品を販売し、もしくはサービスを提供したとき
- (3) 自己の親族・友人が経営管理する単位から不合格商品を購入し、又は不合格のサービスを受けたとき

**その他の会社又は企業の職員が、法律、行政法規の規定に違反し、前項の行為を実施して、会社又は企業の利益に重大な損失を被らせた場合には、前項の規定により処罰する。**

## 169 条（私利を図る不正行為による国有資産低価格株式換算、売却罪）

国有の会社、企業又はその上級主管部門の直接に責任を負う管理者が、私利を図る不正行為をし、国有資産を低価格で株式に換算し、又は低価格で売却し、国の利益に重大な損失を被らせた場合には、3年以下の有期懲役又は拘役に処する。国の利益に特に重大な損失を被らせた場合には、3年以上7年以下の有期懲役に処する。

**その他の会社又は企業の直接に責任を負う管理者が、私利を図る不正行為をし、会社もしくは企業の資産を低価格で株式に換算し、又は低価格で売却し、会社又は企業の利益に重大な損失を被らせた場合には、前項の規定により処罰する。**

## 中国最新法令 < 速報 >

### (2) 単位収賄罪、贈賄罪、単位に対する贈賄罪、及び単位贈賄罪に対する刑罰の調整・強化

本改正により、単位収賄罪、贈賄罪、単位に対する贈賄罪、及び単位贈賄罪について、以下のとおり刑罰の調整・強化が行われる予定である。

単位収賄罪の刑罰（現行刑法 387 条 1 項）について、現行法上、直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対する刑罰が「情状が重い場合、5 年以下の有期徒刑又は拘役」であるが、本改正により、「情状が重い場合、3 年以下の有期徒刑又は拘役。情状が特に重い場合、3 年以上 10 年以下の有期徒刑」に変更される予定である（4 条）。

贈賄罪の刑罰（現行刑法 390 条）について、現行法上は「5 年以下の有期徒刑又は拘役、罰金の併科。情状が重い場合又は国の利益に重大な損失を被らせた場合、5 年以上 10 年以下の有期徒刑、罰金の併科。情状が特に重い場合又は国の利益に特に重大な損失を被らせた場合、10 年以上の有期徒刑又は無期徒刑、罰金又は財産没収の併科」であるが、本改正により、「3 年以下の有期徒刑又は拘役、罰金の併科。情状が重い場合又は国の利益に重大な損失を被らせた場合、3 年以上 10 年以下の有期徒刑、罰金の併科。情状が特に重い場合又は国の利益に特に重大な損失を被らせた場合、10 年以上の有期徒刑又は無期徒刑、罰金又は財産没収の併科」に変更される予定である（5 条）。

単位に対する贈賄罪の刑罰（現行刑法 391 条 1 項）について、現行法上は「3 年以下の有期徒刑又は拘役、罰金の併科」であるが、本改正により、新たに「情状が重い場合、3 年以上 7 年以下の有期徒刑、罰金の併科」が追加される予定である（6 条）。

単位贈賄罪の刑罰（現行刑法 393 条）について、直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対する刑罰が「情状が重い場合、5 年以下の有期徒刑又は拘役、罰金の併科」であるが、本改正により、「情状が重い場合、3 年以下の有期徒刑又は拘役、罰金の併科。情状が特に重い場合、3 年以上 10 年以下の有期徒刑、罰金の併科」に変更される予定である（7 条）。

### (3) 贈賄罪の刑罰の加重事由の明記

さらに、贈賄罪について、390 条 2 項として新たに 7 種類の刑罰の加重事由が明記されている。詳細は以下のとおりである（5 条）。

次に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、重きに従い処罰する。

- (1) 多数回にわたり贈賄し、又は複数名に贈賄したとき
- (2) 国の職員が贈賄したとき
- (3) 国家重点工事、重大プロジェクトにおいて贈賄したとき
- (4) 職務、職級の昇格、調整を図るために贈賄したとき
- (5) 監察職員、行政法執行職員、司法職員に贈賄したとき
- (6) 生態環境、財政金融、安全生産、食品薬品、防災救災、社会保障、教育、医

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

療等の分野で贈賄し、違法犯罪活動を実施したとき  
(7) 違法所得を贈賄に用いたとき

(全 8 条)

## Ⅲ. 注目法令等の紹介

1. 「食糧安全保障法」<sup>27</sup>

全国人民代表大会常務委員会、2023 年 12 月 29 日公布、2024 年 6 月 1 日施行

執筆担当：呉 馳、森 琢真、井村 俊介

食糧の有効供給及び国の食糧安全等の保障のために、全国人民代表大会常務委員会は、「食糧<sup>28</sup>安全保障法」を制定した。同法は、11 章 74 条の条文から構成され、耕地の保護、食糧の生産、備蓄、流通、加工、食糧緊急事態への対応、食糧の節約などの面について定めた。

同法は、国が食糧のマクロコントロールを強化し、食糧の品種構成と地域配置を最適化し、安全で効率的な食糧供給保障体系を構築し、食糧供給能力及び品質安全性を向上させると規定している（4 条）。また、同法によれば、国は、耕地の占用に対する補償制度（11 条）、耕地品質保護制度（14 条）、種子備蓄制度（19 条）、食糧リスク基金制度（41 条）、食糧市場の異常変動に関する報告制度（49 条）等の制度を確立するとされている。

(全 74 条)

## Ⅳ. その他の法令等一覧

2023 年 12 月 26 日から 2024 年 1 月 8 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「慈善法（改正）」  
(原文：慈善法（修订）)  
(全国人民代表大会常務委員会、2023 年 12 月 29 日公布、2024 年 9 月 5 日施行)
2. 「高リスク特殊物品衛生検疫管理規則」  
(原文：高风险特殊物品卫生检疫准入管理办法)  
(税関総署、2023 年 12 月 26 日公布、2025 年 1 月 1 日施行)
3. 「輸出入税則（2024）」  
(原文：进出口税则（2024）)

<sup>27</sup> 原文「粮食安全保障法」

<sup>28</sup> 食糧とは、小麦、米、トウモロコシ、大豆、雑穀（粟などの穀物のほか豆類や芋類を含む。）及びそれらの加工穀物を指す（73 条）。

## 中国最新法令 < 速報 >

(国务院関税税則委員会、2023年12月28日公布、2024年1月1日施行)

### 4. 「涉外民事事件の審理における国際条約及び国際慣例適用の若干問題に関する解釈」

(原文：关于审理涉外民事案件适用国际条约和国际惯例若干问题的解释)

(最高人民法院、2023年12月28日公布、2024年1月1日施行)

### セミナー情報

- セミナー 『第37回拡大版中国ビジネス実務セミナー 中国現法ガバナンスの最新法務事情——会社法改正・外商投資法等を踏まえて』
- 開催日時 2024年2月8日(木) 15:00~16:30
- 講師 石本 茂彦
- 主催 一般社団法人 日中投資促進機構

#### 中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔  
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

#### TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1  
丸の内パークビルディング  
TEL : 03-5220-1839  
FAX : 03-5220-1739  
✉ [tokyo-sec@mhm-global.com](mailto:tokyo-sec@mhm-global.com)

#### SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号  
恒生銀行大廈 6 階 200120  
TEL : +86-21-6841-2500  
FAX : +86-21-6841-2811  
✉ [shanghai@mhm-global.com](mailto:shanghai@mhm-global.com)

#### BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号  
北京發展大廈 316 号室 100004  
TEL : +86-10-6590-9292  
FAX : +86-10-6590-9290  
✉ [beijing@mhm-global.com](mailto:beijing@mhm-global.com)